

自主評価表【令和6年度版】

【法人名】 社会福祉法人 敬章会 【施設名】 いず海第一こども園

作成責任者

職名

副園長

氏名

狩野敦郎

実施日：令和6年10月 評価：A…適正 B…要改善 N/A…非該当

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
1 職員配置	1 職員の配置基準について (1) 教育及び保育に直接従事する職員数※を、次のとおり配置していますか。 ① 0歳児 おおむね3人につき1人 ② 1・2歳児 おおむね6人につき1人 ③ 3歳児 おおむね20人につき1人 ④ 4歳以上児 おおむね30人につき1人 ※ 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって教育及び保育に直接従事する職員の数 (2) 上記(1)にかかわらず、教育及び保育に従事する職員を常時2人以上配置していますか。 (3) 園長を置いていますか。 (4) 園長が専任でない場合、原則として上記(1)に定める必要な配置数に、1人を加配していますか。 (5) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置していますか。 (6) 調理員を配置していますか。 ※ 調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。 (7) 次に掲げる職員を置くよう努めていますか。 ① 副園長又は教頭 ② 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ③ 事務職員	A A A N/A A A A	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第14条 ・ 高崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（H26.12.22条例第35号）（以下「幼保基準条例」という。）第5条 ・ 認定こども園法第27条で準用する学校保健安全法第23条 ・ 幼保基準条例第5条第4項 ・ 幼保基準条例第5条第5項

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
	2 学級の編成等について (1) 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制していますか。 ※ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。 (2) 一学級の園児の数は、35人以下を原則としていますか。 (3) 各学級ごとに担任する専任の保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭）を1人以上置いていますか。 3 開所時間中に全ての利用園児が帰宅するなどにより利用園児のいない時間帯が生じた場合にあっては、開所時間内においては、随時円滑に施設長への連絡を取ることができる体制を確保していますか。 4 公定価格上の基本分単価に含まれる職員構成等について (1) 2・3号認定児の利用定員が90人以下の場合、1人加配していますか。 (2) 保育標準時間認定児を受け入れる場合、1人加配していますか。 ※ 利用定員に占める割合が低い場合は、非常勤の講師としても差し支えない。 (3) 主幹保育教諭等（副園長、教頭、指導教諭も可）2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可）配置していますか。 ※ 主幹保育教諭等は、教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動の業務に専任し、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動に積極的に取り組むため、学級担任はできない。 (4) 調理員等の数は次のとおりとしていますか。 ① 利用定員40人以下の施設は1人 ② 利用定員41人以上150人以下の施設は2人 ③ 利用定員151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤で可） (5) 事務職員及び非常勤事務職員を置いていますか。 ※ 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要。	A A A A N/A A A A A	・ 幼保基準条例第4条 ・ 幼保基準条例第5条第1項、第2項 ・ 認定こども園における利用園児がいない時間帯の職員配置の考え方について（R2.2.21府子本第143号他） ・ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（R5.5.19付こ成保38、5文科初第483号通知。以下「留意事項通知」という。）別紙3Ⅱ1(2)、別紙4Ⅱ1(2)

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
	(3) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児一人につき1.98㎡以上を確保していますか。 ※ ただし、幼保基準条例附則第3条又は第5条に該当する場合は、この限りではない。 (4) 満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数以上としていますか。 ※ ただし、幼保基準条例附則第2条に該当する場合は、この限りではない。 2 施設及び設備の維持管理について (1) 学級数及び園児の数に応じ、必要な種類及び数の園具及び教具を備えるとともに、常に改善し、補充していますか。 (2) 施設及び設備について、毎学期1回以上の安全点検を行っていますか。 (必要があれば臨時に点検を行うこと) (3) 上記(2)の安全点検のほか、園具(遊具)を含む設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図っていますか。 3 施設及び設備の非常災害対策等について (1) カーテン、じゅうたん等は防災性能を有していますか。 (2) 避難口(非常口)、防火戸及び防火シャッター附近は障害物等がないよう整理整頓していますか。 (3) 非常口等の鍵は避難時に速やかに解錠できるよう工夫していますか。 (4) 地震等で転倒・落下の危険性があるテレビや棚等の転倒・落下防止措置を講じていますか。 4 園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整えていますか。また、救急用の薬品・材料等を常備していますか。 5 建物・設備の規模及び構造の変更等を行った場合、市長へ届け出ていますか。	A A A A A A A A A A	・ 幼保基準条例第9条第2項 ・ 幼保基準条例第10条 ・ 認定こども園法施行規則第27条で準用する学校保健安全法施行規則第28条 ・ 認定こども園法施行規則第27条で準用する学校保健安全法施行規則第29条 ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(H29.3.31内閣府他告示第1号) <u>(以下「教育・保育要領」という。)</u> 第3章第3-1 ・ 消防法第8条の3 ・ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について(H13.6.15雇児総発402号)別添2 ・ 教育・保育要領第3章第1-3(4) ・ 認定こども園法施行規則第15条第2項

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
4 防火管理	1 防火管理者について（収容人員30人以上） (1) 防火管理者を定め、所轄消防署長へ届出していますか（変更した場合も同じ）。 (2) 防火管理者は、管理的又は監督的地位にある職員を選任していますか。 ※ 防火管理者には、常時勤務している職員や管理監督的立場にある職員を選任する。 2 消防計画について（収容人員30人以上） (1) 防火管理者は消防計画を作成していますか。また、所轄消防署長へ届出していますか（変更した場合も同じ）。 (2) 職員の異動や建物の改築等があった場合、消防計画を見直していますか。 (3) 風水害、地震等の自然災害に関する内容が含まれていますか。	A A A A A	・ 消防法第8条第2項 ・ 消防法施行令第1条の2 ・ 消防法施行令第3条 ・ 消防法第8条第1項 ・ 消防法施行令第1条の2、第3条の2 ・ 消防法施行規則第3条 ・ 社会福祉施設における火災防止対策の強化について（S48. 4. 13社施第59号） ・ 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（H28. 9. 9雇児総発0909第2号）
5 消防用設備	1 消防用設備点検について (1) 機器点検を6か月に1回行い、点検結果を保管していますか。 ※ 年2回のうち1回は総合点検として実施可 (2) 総合点検を1年に1回行い、点検結果を保管していますか。 (3) 故障箇所や整備不良等があった場合、改善を図っていますか。 (4) 点検結果を1年に1回、所轄消防署長へ報告していますか。 2 消防の立入検査時の指摘事項に対する改善を図っていますか。 3 延べ面積が300㎡以上の場合、自動火災報知設備を設置していますか。 4 延べ面積が500㎡以上の場合、消防機関へ通報する火災報知設備を設置していますか。	A A A A A A A	・ 消防法施行規則第31条の6 ・ 消防庁告示第9号（H16. 5. 31） ・ 消防法施行規則第31条の6第3項 ・ 消防法第4条 ・ 消防法施行令第21条第1項 ・ 消防法施行令別表第一（六）項ハ（3） ・ 消防法施行令第23条第1項 ・ 消防法施行令別表第一（六）項ハ（3）

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
6 非常災害対策	1 災害対応マニュアルについて (1) 火災、地震に対応するマニュアルを策定していますか。 (2) 水害・土砂災害に対応するマニュアルを策定していますか。 (3) マニュアルの内容や職員の役割分担等について、職員間で定期的に話し合うなど、日頃から情報共有及び共通理解を図っていますか。 2 避難訓練等について (1) 避難訓練及び消火訓練を消防計画のとおり必ず実施していますか。また、結果の記録を整備していますか。 (2) 水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施していますか。 (3) 必要に応じ、所轄消防機関等の立会を求めていますか。 3 災害時に、保護者への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、保護者及び職員で連絡体制や引渡し方法の確認をしていますか（周知していますか）。 4 保護者等への連絡手段を複数備えていますか。 ※ 災害時は、電話がつながりにくいことを想定して、あらかじめ複数の連絡手段を決めておくとともに、保護者と引渡訓練を行うことが望ましい。 5 市の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていますか。 6 市が策定した地域防災計画において要配慮者利用施設に該当している場合、施設の立地に応じた避難確保計画を策定していますか。 ※ 避難確保計画は市（保育課経由で防災安全課）へ報告する。	A A A A A A A A A A	・ 教育・保育要領第3章第4-2(1)(2) ・ 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(H28. 9. 9雇児総発0909第2号) ・ 消防法施行規則第3条第10項 ・ 社会福祉施設における防災対策の強化について(S58. 12. 17社援第121号) ・ 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(H28. 9. 9雇児総発0909第2号) ・ 教育・保育要領第3章第4-2(3) ・ 教育・保育要領第3章第4-3 ・ 水防法第15条の3 ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2
7 防犯対策	1 不審者等対応マニュアルを策定していますか。 2 日頃から職員の共通理解を図り、職員の役割を明確にしていますか。 3 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認していますか。 4 定期的に防犯訓練を実施し（年1回程度以上）、結果の記録を整備していますか。	A A A A	・ 教育・保育要領第3章第3-2(3) ・ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について(H13. 6. 15雇児総発402号) 別添2

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
8 献立等	1 食事の提供は、施設内で調理する方法により行っていますか。 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていますか。 ※ 少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りではない。 3 児童が食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育むことができるよう、児童の食育に努めていますか。 4 食育計画を作成し、その評価及び改善に努めていますか。 5 定期的に給食会議を開催し、献立等について話し合っていますか。 6 1日のうち特定の食事（例えば昼食）を提供する場合は、子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握・評価した上で、1日全体の給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めていますか。 7 3歳未満児、3歳以上児ごとに給与栄養量を算出していますか。 8 給与栄養量が確保できるように献立作成を行っていますか。	A A A A A A A	・ 幼保条例基準第16条で準用する児童福祉施設基準条例第14条 ・ 教育・保育要領第3章第2 ・ 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（H27. 3. 31 雇児母発0331第1号）
9 給食材料の発注	1 給食材料は、献立表に基づいた発注を行い、記録していますか。 2 事前に会計責任者の決裁（承認）を受けていますか。 3 原材料の納入に際しては調理従事者が検品を行い、その結果を記録していますか。 4 施設長は、食材の納入業者についての情報の収集に努め、品質管理の確かな業者から食材を購入していますか。 5 即日消費できない品目等について、品目ごとに受入、使用量及び残高を明らかにするため、給食材料受払簿を整備していますか。	A A A A A	・ 社会福祉施設における衛生管理について（H9. 3. 31社援施第65号） 「大量調理施設衛生管理マニュアル」
10 衛生管理	1 加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し、食中毒菌等（ウイルス含む）を死滅していますか。 2 加熱調理後の食品及び非加熱調理食品の2次汚染防止を徹底していますか。	A A	・ 社会福祉施設における衛生管理について（H9. 3. 31社援施第65号） 「大量調理施設衛生管理マニュアル」 ・ 社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について（H8. 6. 18社援施第97号）

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
	3 食中毒菌が付着した場合に菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底していますか。 ※ 調理後直ちに提供される食品以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するために、10℃以下又は65℃以上で管理する。 4 調理従事者専用の便所には、専用の手洗い設備、履き物を備えていますか。 5 ねずみや昆虫等の侵入・発生防止策を行っていますか。 6 施設は十分な換気を行い、高温多湿を避けていますか。 ※ 調理場は、湿度80%以下、温度は25℃以下に保つことが望ましい。 7 調理従事者は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録していますか。 ※ 衛生管理者は、施設長が施設の衛生管理に関する責任者として指名した者 8 調理従事者（パート含む）の雇入れ時及び定期健康診断を行っていますか。 9 調理・調乳従事者（パート含む）の検便を毎月1回以上行っていますか。 ※ 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。 10 保健所の立入検査で指導・指示事項があった場合、適切に改善していますか。	A A A A A A A	・ 社会福祉施設における衛生管理について (H9. 3. 31社援施第65号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」Ⅱ5(4)③ ・ 健康増進法第24条
11 検食等	1 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じていますか。 2 保存食は、全ての原材料及び調理済み食品について保存していますか。 ※ 食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。なお、原材料は洗浄・消毒等を行わず購入した状態で保存する。 3 原材料等の保管について、温度の記録は実施献立表等に点検項目を設け、その適否を記録していますか。 ① 原材料の保管温度は適切であったか ② 調理が終了した食品を速やかに提供したか ③ 調理終了後30分を超えて提供される食品の保存温度が適切であったか	A A A	・ 社会福祉施設等における食品の安全確保等について（H20. 3. 7社援基発0307001号） ・ 社会福祉施設における保存食の保存期間等について（H8. 7. 25社援施第117号） ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（H9. 6. 30児企第16号）

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
12 食物アレルギー対応 ※ 現に食物アレルギー児童がいる場合に記入	1 医師の診断（生活管理指導表等の提出を受ける）に基づく献立の作成及び食事の提供を行っていますか。 2 定期的（年1回以上）に受診し、医師の診断（生活管理指導表等の提出を受ける）を確認・更新していますか。 3 原因食物の除去を解除する場合、保護者の書面による申請（除去解除申請書等の提出を受ける）に基づき解除していますか。 4 誤食事故防止のため、園内の情報共有やチェック体制を整備しています 5 異変時等の対応に備え、日頃から危機管理体制を整備していますか。	A A A A A	・ 教育・保育要領第3章第2-6 ・ 幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（H28.1.18 府子本第448号他）I1(5)⑨「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について ・ 自己注射が可能な「エピペン」（エピネフリン自己注射液）を処方されている入所児童への対応について（H23.10.14雇児保発1014第2号）
13 教育・保育内容	1 教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成していますか。 ※ 全体的な計画とは、教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する計画である。 2 指導計画について（【長期】年、学期、月 【短期】週、日） (1) 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成していますか。 (2) 満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう考慮して作成していますか。 (3) 障害のある園児などの指導にあたっては、指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うため、指導計画又は家庭、地域及び関係機関と連携した支援計画を個別に作成し活用することに努めていますか（作成の必要性を検討していますか）。 3 園児の発達の理解に基づいた評価を実施し、指導の改善に生かしていますか。また、次年度にその内容が適切に引き継がれていますか。	A A A A A	・ 教育・保育要領第1章第2-1 ・ 教育・保育要領第1章第2-2(3)イ ・ 教育・保育要領第1章第3-4(2)ア ・ 教育・保育要領第1章第3-4(2)イ ・ 教育・保育要領第1章第2-3(1)

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
	4 利用定員を超えている場合、年間平均在所率を120%未満としていますか。 ※ 1号認定児については2年間、2・3号認定児については5年間、常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の施設は給付費の減算調整の対象となる。	A	・ 留意事項通知別紙3V1(1)、別紙4V1(1)
	5 毎学年の教育週数は、39週以上を確保していますか。	A	・ 幼保基準条例第12条第1項
	6 1日の教育時間は4時間を標準とし、園児の心身の発達の程度や季節等に適切に配慮していますか。	A	
	7 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については教育時間を含む）は、1日につき8時間を原則としていますか。 ※ 上記の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定める。	A	・ 幼保基準条例第12条第1項
	8 1日の開園時間は、原則11時間としていますか。	A	・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（H26.11.28府政共生第1104号他）4
	9 1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則としていますか。 ※ 土曜日閉所減算の施設はこの限りではない。	A	・ 事業者向けFAQ（よくある質問）【認定こども園に関すること】Q4 ・ 留意事項通知 別紙4IV3
	10 希望保育を実施する場合は、保護者の労働時間や家庭の状況等に配慮した上で適切に行っていますか。	A	・ 児童福祉行政指導監査の実施について（H12.4.25 児発第471号）別紙1
	11 園児の指導要録を作成していますか。また、進学した場合は、その抄本又は写しを進学先に送付していますか。 ※ 転園した場合は、転園先に送付する。	A	・ 認定こども園法施行規則第30条 ・ 幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（H30.3.31府子本第315号他）
	12 教育及び保育並びに子育て支援事業について、適切な項目を設定し、自己評価を行っていますか。	A	・ 認定こども園法第23条 ・ 認定こども園法施行規則第23条～第25条 ・ 【参考】保育所における自己評価ガイドライン
	13 自己評価の結果を公表していますか。	A	・ 【参考】幼稚園における学校評価ガイドライン

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等				
14 園児の健康診断	1 子どもの健康診断を年2回以上行っていますか。	A	・ 認定こども園法施行規則第27条で準用する学校保健安全法施行規則第5条（ただし、回数の読み替えあり）				
	2 歯科検診は、毎年定期的に行われていますか。	A					
	3 健診当日欠席した子どもについて、後日速やかに園が責任を持って対応していますか。	A	・ 認定こども園法施行規則第27条で準用する学校保健安全法施行規則第8条、第9条				
	4 途中入園児について、入園後概ね3か月以内に健康診断を実施していますか。	A					
	5 児童票等に健康診断の結果を記録するとともに、適宜家庭へ連絡し保護者が子どもの状態を理解できるよう配慮していますか。	A					
	6 子どもの健康状態並びに発達状態を定期的、継続的に把握していますか。	A		・ 教育・保育要領第3章第1-1			
15 子育て支援	1 保護者に対する子育ての支援を行っていますか。	A	・ 教育・保育要領第4章				
	2 保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。	A	・ 幼保基準条例第16条で準用する児童福祉施設基準条例第38条				
	3 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行っていますか。	A	・ 教育・保育要領第4章第2-8				
	4 不適切な養育等が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切な対応を図っていますか。	A	・ 教育・保育要領第4章第2-9 ・ 児童虐待防止策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（H31. 2. 28府子本第189号他）				
	5 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援を行っていますか。またその際、地域性や専門性を考慮し地域において必要と認められるものを実施していますか。	A	・ 教育・保育要領第4章第3-1				
○実施している事業							
<table><tr><th>事業名</th></tr><tr><td>親子の集いの広場事業</td></tr><tr><td>教育・保育相談事業</td></tr><tr><td>地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業</td></tr></table>				事業名	親子の集いの広場事業	教育・保育相談事業	地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業
事業名							
親子の集いの広場事業							
教育・保育相談事業							
地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業							

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
16 苦情解決	1 苦情を受け付けるための窓口を設置していますか。 2 第三者委員を設置していますか。 3 苦情解決の手順や方式を整備していますか。 4 保護者に対して、苦情解決の仕組み等を周知していますか。 【周知方法の例】 ① 入園のしおりや園だより等に記載し全保護者に配付 ② 苦情解決の仕組みを園内の見やすい場所に掲示 ③ 園のホームページに掲載 ④ 保護者会総会において出席者に口頭説明又は書面配付 5 苦情を受け付けた場合、原因を究明し、改善策を講じていますか。 6 受け付けた苦情について、改善策も含め事例を公表していますか。	A A A A A A	・ 社会福祉法第82条 ・ 幼保基準条例第16条で準用する児童福祉施設基準条例第19条 ・ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（H12. 6. 7児発第575号）
17 事故防止	1 学校安全計画を定めていますか。 2 事故防止マニュアル等を整備し、日頃から職員全員の共通理解や体制作りを行っていますか。 3 重大事故予防のために、ヒヤリハット事例を収集・分析・共有していますか。 4 発生した事故について、原因分析や再発防止策を職員会議で話し合うなど、園全体で情報共有と再発防止策の実践・定着を図っていますか。 5 次のような事故が発生した場合、市に報告していますか。 ① 死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ② 骨折または打撲・裂傷等で全治3週間以上の重大事故 6 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底していますか。 7 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底していますか。	A A A A A A A A	・ 認定こども園法第27条で準用する学校保健安全法第27条 ・ 教育・保育要領第3章第3-2 ・ 児童福祉施設における事故防止について（S46. 7. 31児発第418号） ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（施設・事業者向け）」 ・ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（H28. 3. 31府子本第191号他） ・ 特定教育・保育施設等における事故の報告について（H29. 11. 10府子本第912号他） ・ 「社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止について」の発出について（H25. 9. 18子第158-1号）群馬県子育て支援課長通知 ・ 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について（R3. 8. 25厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
	8 自動車を運行する場合の所在の確認について 園児の通学、校外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認していますか。 ※ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗が望ましい。 9 プール活動・水遊びを行う場合は、水の外で監視に専念する人員と、プール指導等を行う人員を分けて配置していますか。 10 乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止について (1) 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、仰向けに寝かせていますか。 (2) やわらかい布団やぬいぐるみは使用しないよう留意していますか。 (3) 口の中に異物がないか確認していますか。また、ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認していますか。 (4) 定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見に努めていますか。	A A A A A	・ 認定こども園法施行規則第27条により準用する学校保健安全法施行規則第29条の2 ・ 幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（H30. 4. 27府子本第532号） ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（施設・事業者向け）」
18 業務継続計画の策定等	1 感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めていますか。 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めていますか。 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めていますか。	A A A	・ 幼保基準条例第16条で準用する児童福祉施設基準条例第12条
19 感染症対策	1 学校保健計画を定めていますか。	A	・ 認定こども園法第27条で準用する学校保健安全法第5条

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
	2 感染症対策マニュアル等を整備し、日頃から職員全員の共通理解や体制作りを行っていますか。 3 嘔吐物を速やかに処理するために、処理セットを配備していますか。 4 子どもが使用するタオルは、個人専用のものとなっていますか。 5 おむつ交換時に消毒を行っていますか。 6 使用済みおむつを衛生的に保管していますか。 7 乳幼児が使用する玩具は、定期的に消毒・水洗いをしていますか。 8 感染症マニュアル等に基づき、プールの水質管理を行っていますか。 ※ 適切な塩素濃度、ゴミ等の除去、定期的な水交換 等 9 健康診断の機会等を活用して、予防接種の接種状況を確認し、未接種者の子どもの保護者に対して予防接種の重要性等を周知していますか。 ※ 未接種ワクチンがある場合は保護者に対して小児科医に相談するよう伝える。 10 次のような事例が発生した場合は、関係行政機関に報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じていますか。 ① 死亡又は重篤患者が1週間に2名以上発生 ② 10名以上又は全園児の半数以上発生 ③ 上記①②以外でも特に施設長が報告を必要と認めた場合 11 与薬をする場合、保護者からの依頼書（医師名・薬の種類、内服方法等について記載）に基づいて適切に対応していますか。	A A A A A A A A A	・ 認定こども園における感染拡大防止のための留意点について（R2. 2. 26内閣府事務連絡） 「保育所における感染症ガイドライン」 ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（H9. 6. 30児企第16号） ・ 遊泳用プールの衛生基準について（H19. 5. 28健発第0528003号） ・ 教育・保育要領第3章第1-3(2) ・ 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（H17. 2. 22雇児発第0222001号） ・ 教育・保育要領第3章第1-3
20 園則等	1 園則には、次に掲げる事項を記載していますか。 ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ④ 利用定員及び職員組織に関する事項 ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項 ⑦ その他施設の管理についての重要事項	A	・ 認定こども園法施行規則第16条

項 目	自 主 点 検 事 項	評価結果	関 係 法 令 等
	2 運営規程には、次に掲げる重要事項を定めていますか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日（1号利用定員を定める施設は学期を含む）及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類及び額並びに支払いを求める理由 ⑥ 区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（選考の方法を含む。） ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 ※ 運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則（園則）で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、別途、運営規程を作成する必要はありません（学則（園則）に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則（園則）に追加する必要があります）。なお、学則（園則）は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要となります。（FAQより）	A	- 高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（H26.12.22条例第37号）第20条 - 自治体向けFAQ（よくある質問）【基準】No.23
	3 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示していますか。	A	幼保基準条例第14条
	4 施設の職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	A	幼保基準条例第16条で準用する児童福祉施設基準条例第18条